



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)

号外 第 40 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県水産業普及員設置要綱

(水 産 課)

告 示

島根県告示第420号

島根県水産業普及員設置要綱を次のように定める。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県水産業普及員設置要綱

第 1 条 水産技術の改良、漁業経営の改善及び漁民生活向上のため、漁民に対して水産業に関する諸問題について適切かつ実用的な知識の普及を図り沿岸漁業等の振興発展に資するため、水産業普及員（水産業改良普及事業推進要綱（平成17年 3 月16日付け16水推第1023号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定する水産業普及指導員をいう。以下「普及員」という。）を置く。

第 2 条 普及員は、技術吏員で水産業普及指導員資格試験に合格した者（水産業改良普及事業推進要綱第10の 1 又は 2 の規定により合格者とみなされる者を含む。）その他別に定める資格を有するものの中から知事が任命する。

第 3 条 普及員は、農林水産部水産課、隠岐支庁、松江水産事務所、浜田水産事務所又は水産試験場に配置する。

第 4 条 普及員の担当する普及区域の名称及び普及区域の範囲その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年 4 月 1 日から適用する。

(島根県水産業専門技術員・水産業改良普及員設置要綱の廃止)

2 島根県水産業専門技術員・水産業改良普及員設置要綱（昭和47年島根県告示第581号）は、廃止する。

